

2024年制定 複合構造標準示方書 質問・意見に対する回答一覧表

No.	編	* 標準編・資料編を選ぶと編名称が選択で	質問・意見など	回答
1	全体		従来の使用性を、使用性と供用性とに分類してあるとのことですが、英文ではこの二つの用語を何として区分するのでしょうか。	以下により区分いたします。 供用性：'serviceability' Serviceability refers to the ease with which a product can be serviced, repaired, or maintained. It is an important factor in product design to ensure that maintenance tasks can be performed efficiently. 使用性：'usability' Usability refers to how easy and efficient it is to use a product, system, or interface. It focuses on the user experience and aims to make products intuitive and user-friendly.
2	全体		維持管理の中で、「維持管理限界」を適用していますが、「修復性」と似た概念なので、対策を実施するかを決める限界状態を「修復性」に含めることは考えられませんか。	「修復性」は、構造物編2.5解説に記載のとおり、「損傷が生じて低下した構造物の性能を回復させ、継続的な供用を可能とする性能」であり、構造物の維持において「対策の実施を判断する限界状態」が「維持管理限界」であり、「修復性」の限界状態に含まれます。
3	資料編	材料編	付属資料 土木構造用FRPの品質規格（案） 土木構造用FRPの品質規格は、鉄筋、PC鋼材代替材であるFRP棒材、FRPケーブルは対象になっていないように見えるのですが、なぜでしょうか。これらのFRPは複合構造のコンクリート部に採用されると思います。	「構造用FRP」の品質規格を示しており、FRP部材に用いられる材料として、「3.3 形状」付属表-3 に示す形状を対象としています。FRP棒材、及びFRPケーブルについては、これを用いた部材の評価を含め、今後の改訂時に検討させていただきます。
4	資料編	評価方法編	III 外観変状に基づくグレーディング評価 資料編Iの解説表5.1.1中の1、2、3は何を示しているのですか。	ご質問は、解説表5.1.1の表中の1～3を指しているものと理解しましたが、「3章 構造物の性能レベル」に定めている、性能レベル1～3を示しています。
5	資料編	部位・部材編	III 補修・補強 補修・補強に、鉄筋コンクリート巻立て工法を対象としているのに、コンクリート増厚工法を対象としていないのはなぜですか。	資料編には代表的な補修・補強工法を掲載しており、コンクリート増厚工法については今後の改訂時に追加するかを判断いたします。
6	資料編	部位・部材編	III 補修・補強 補修・補強の内容は、補修・補強後に複合構造となる補修・補強工法を扱っていると理解できます。複合構造自体の補修・補強に関する内容は、将来の資料編に含める予定があるということでしょうか。	ご指摘のとおり、複合構造自体の補修・補強は、現時点では標準化されていないため今回は含めていませんが、今後の技術の進展を踏まえて、資料編に含めることを検討させていただきます。